

公 告

県営林産物の売払いの一般競争入札を次のとおり行います。

令和6年10月22日（火）

佐賀県農林水産部林業課長 永守 直樹

1 入札に付する物件及び数量

- (1) 物件：七山県有林（唐津市七山池原字太田尾甲 97-1）立木（2.34ha）
- (2) 数量：スギ 65, 67, 73年生 立木材積 647.86 m³（546本）
ヒノキ 105年生 立木材積 664.65 m³（504本） 計 1,312.51 m³（1,050本）
- (3) 物件の搬出期間：契約の日から令和8年5月31日まで

2 入札の日時

令和6年11月25日（月）
入札受付 10時00分
受付締切 10時20分
入札開始 10時30分

3 入札の場所

佐賀市城内1-1-59
佐賀県庁新館10階 農林水産部内会議室（南西角）

4 入札の参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者としします。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 佐賀県木材業者及び製材業者登録条例（昭和27年佐賀県条例第52号）による木材業者の登録を受けた者。
- (3) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

5 入札の参加申込み

入札参加希望者は、県が用意する「一般競争入札参加申込書（様式第1号）」により令和6年11月15日（金）17時までに「競争入札参加資格確認申請書（様式1）」及び「誓約書（様式2）」を併せて佐賀県庁林業課に提出してください。

※原則持参（書留郵便可）

6 入札金額

入札金額は、当該物件の消費税及び地方消費税相当額（10%）を含まない金額とします。

7 入札保証金

入札保証金は、その物件に係わる入札記載金額に100分の110を乗じて得た額の100分の5以上を次により入札日時までに納付してください。なお、佐賀県財務規則第103条第3項第3号の規定に基づき、入札保証金を免除されたい場合は、過去2年間の県営林産物売払い実績が分かる契約書の写しを入札参加申込みの際に提出してください。

(1) 現金

現金は入札日の持参のみ可能とし、入札日前の納付については、事前に佐賀県庁林業課へ連絡の上、納入通知書により金融機関へ納付してください。

(2) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書きした手形等

なお、入札保証金は落札者以外は入札終了後返還します。ただし、落札者については契約締結時まで預かり、契約締結後、契約保証金に充当します。

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行なった入札は無効とします。

- (1) 参加する資格のない者
- (2) 当該競争について不正行為を行った者
- (3) 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- (4) 入札保証金を納入しない者及び入札保証金の納入額が不足する者
- (5) 一人で二以上の入札をした者
- (6) 代理人でその資格のない者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

9 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

- (1) 競争に参加し、及びこれに関係を有するものが、共謀結託その他の不正行為を行い、又は行おうとしていると認めるとき。
- (2) 地形又は工作物の変動により、その目的を達成することができなくなったとき。
- (3) 事業の廃止又は変更その他必要があると認められるとき。

10 落札者の決定方法及び売買契約

- (1) 入札書の金額が本県が作成した予定価格以上で、最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。
- (2) 落札及び契約は、入札書に記載された金額に100分の110を乗じて得た額を以て落札金額及び契約金額とします。
- (3) 落札後、契約を締結しない場合は、入札保証金は県に帰属するものとします。

11 契約保証金

契約保証金は、10の(2)に掲げる落札金額の100分の10以上の現金、納入通知書による納付又は7の(2)に掲げる手形等とします。なお、佐賀県財務規則第115条第3項第4号の規定に基づき、契約保証金を免除されたい場合は、過去2年間の県営林産物売払い実績が分かる契約書の写しを提出してください。

12 その他の事項

- (1) 入札参加者は、本人確認のための身分証明書（保険証、運転免許証、木材業者登録の写し等）を持参してください。
- (2) 代理人として参加する者は、委任状（様式第3号）を提出してください。
- (3) 落札者は契約締結前に、契約保証金として契約金額の100分の10以上を納入してください。契約締結後、県が発行する納入通知書により、指定期限までに売買代金を納入してください。なお、契約保証金を代金の一部に充当することができます。
- (4) 現場説明を下記のとおり行いますので、参加を希望される方は令和6年11月1日（金）17時までに、佐賀県農

林水産部林業課県営林経営・総務担当（TEL 0952-25-7130）へ連絡をお願いします。

ア 日 時：令和6年11月5日（火） 10：00～

イ 集合場所：佐賀市富士支所駐車場（別添図参照）

13 問い合わせ先

佐賀県農林水産部林業課 県営林経営・総務担当 TEL 0952-25-7130

〒840-8570 佐賀市城内1-1-59

E-mail: ringyou@pref.saga.lg.jp

